

政令第百七号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令
内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第三号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十万四千八百円」を「百二十一万八千八百円」に改め、同項第二号中「九十六万四千八百円」を「九十六万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万円」を「八十四万二千三百円」に改める。
に、「五十六万六千六百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十五万四千四百円」を「三百八十七万三千六百円」に改め、同項第二号中「三百八万四千円」を「三百九万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六百元」を「五十六万五千五百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十七万円」を「三百三十九万円」に改め、同項第二号中「二百五十三万円」を「二百五十四万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。